

後期高齢者医療制度のお知らせ

◇ 新しい「被保険者証（薄紫色）」について

- 7月下旬 簡易書留で郵送されます。
○新しい被保険者証（有効期限：令和3年7月31日まで）は、届いた日からお使いになれます。
- 8月1日以降 現在の被保険者証は使用できなくなりますので、細かく裁断して廃棄してください。

◇ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

被保険者世帯で、世帯員全員が住民税非課税の場合、申請により認定を受けることができます。

- 入院時、医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も軽減されます。
- 高額な外来診療を受けた時も同様に、自己負担限度額までの負担となります。

◇ 「限度額適用認定証」について

現役並み所得者で、住民税課税所得が145万円から690万円未満の方は、申請により認定を受けることができます。

- 医療機関に提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

◇ 令和2年度保険料額決定通知書について

保険料額決定通知書は、7月中旬にお送りします。

- 所得の低い方への軽減措置に変更があります。
8割軽減 均等割額8,090円は、7割軽減 均等割額12,140円に、
8.5割軽減 均等割額6,070円は、7.75割軽減 均等割額9,110円になります。
- 保険料上限額が、62万円から64万円になります。



詳しくは、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。

お問い合わせ
住民課国保年金係 ☎66-3405（直通）



国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和2年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は令和2年7月から申請ができます。

下記のいずれかに該当する方は、早めのお手続きをお願いします。

- ① 所得の減少や失業等の理由により保険料の免除を希望する方
- ② 昨年度（令和元年7月～令和2年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例により免除の承認を受けている方、免除の継続審査を希望されなかった方は、年度ごと（令和2年度）の申請が必要となります。
- ③ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がり、保険料の免除を希望する方（申請書とは別に所得の申立書が必要となります）

※ 学生納付特例は、4月（または20歳の誕生日前日）～翌年3月が免除の対象期間となり年度ごとに申請が必要です。希望をされる方は、早めのお手続きをお願いします。

国民年金保険料を未納のままにしておく…

将来の年金や障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請をするには…

年金事務所窓口、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送のいずれかで行うことが可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご利用ください。

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索

★ お問合せ ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

◇竜王年金事務所：☎ 055-278-1104

または、南部町役場

◇住民課 本庁舎：☎ 66-3405（直通）

◇住民課 分庁舎：☎ 64-4834（直通）